

第1章 保健医療計画に関する基本的事項

第1節 保健医療計画策定の趣旨

医療計画制度は、地域の体系的な医療提供体制を整備促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能連携の確保等を目的として、昭和60年の第一次医療法改正により創設されました。

この法律に基づき本県では、昭和63年3月に「高知県地域保健医療計画」を策定し、以後ほぼ5年ごとに見直しを行いながら県民の健康を守り生活の質の向上を図るため、救急医療やへき地医療などの保健医療の確保に取り組んできました。

しかし、保健医療を取り巻く環境は、少子高齢化の一層の進行、生活習慣病や「こころの病」の増加といった疾病構造の変化など、大きく変化しています。

また、国の財政状況の悪化から、社会保障費、とりわけ医療費の伸びの抑制への圧力が高まり、医療への採算性が強く求められる等、人口規模の小さな本県では医療提供体制を維持することすら困難となってきています。

さらに、医師臨床研修制度の見直しが契機となって顕著となった地方における医師の不足や、県民のニーズの変化による夜間の受療の増加や患者の医療に対する期待の高まりなどによる医師の負担の増加などから、産科・小児科・麻酔科・脳神経外科等に顕著にみられるような特定の診療科目における医師の不足、あるいは、診療報酬改定に伴う看護基準の見直しの影響により看護師不足が拡大するなど、医療従事者の不足が深刻になってきており、地域医療そのものが崩壊の危機にさらされています。

そのほか、医療制度改革の一環として行われる療養病床の再編成では、人口あたりの療養病床が全国一多い本県においては、現に入院されている患者やその家族をはじめ、多くの県民に、入院療養に対する不安が広がっています。

このような中、県民が地域で安心して暮らすことができる体制を整備・構築するため、医師を始めとする医療従事者の確保、療養が必要な県民に対する施設の確保、在宅医療や居宅介護の基盤整備など、保健と医療・介護・福祉が連携し、それぞれの関係者が協力して体制整備に取り組まなければなりません。また、地域における医療提供体制を維持するためには、これらの関係者と行政だけでなく、県民の理解と協力が必要です。

このため、主要な疾病や事業ごとに保健医療提供体制の現在の姿と将来の目指す姿を明らかにすることにより、県民に本県の医療の実情を知っていただき、その上で県民・医療関係者・行政が一体となって、安心して暮らすことができる「健康長寿県」づくりに取り組んでいくため、ここに新たに「第5期高知県保健医療計画」を策定しました。

第2節 基本理念

「地域でささえる県民の健康」

本計画では、自分の健康は自分がつくり守っていくことを基本としながら、県民一人ひとりが、生涯を通じて住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、県や市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスの連携・協働によって県民の健康と生活をささえる保健・医療・福祉の提供体制づくりを進めます。

「県民とともにつくる良質な医療」

本計画では、本県の医療に関する現状や課題を明らかにするとともに、県民や医療機関・医療関係団体、行政等の果たすべき役割や取り組むべき方向を明示し、それぞれが共通の認識のもとで一体となって、県民誰もがどこでも医療を安心して受けられる体制づくりを進めます。

第3節 保健医療計画の位置づけ

1 計画の性格

この計画は、医療法に基づき都道府県が策定する医療計画として、保健医療関係者等の協力を得て作成したものであり、次のような性格を有しています。

- (1) 高知県の健康行政の基本指針となる保健・医療の総合的な計画
- (2) 市町村が推進する保健医療施策の指針
- (3) 保健や医療に関係する機関や団体の活動のための指針

2 他の計画との関係

この計画は、予防から医療、福祉（介護）まで連携のとれたサービス提供が行われるよう、県民の健康づくりを支援する「高知県健康増進計画（よさこい健康プラン 21）」、高齢者の福祉の向上を図る「高知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」、地域における医療・介護・住まい等の総合的な体制整備を目指す「高知県地域ケア体制整備構想」等とそれぞれ相互に整合性をとりながら策定しています。

第4節 保健医療計画の期間

計画期間は、平成20年4月1日から5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、社会経済情勢や制度改革、医療提供体制などの状況の変化に対応するため、見直しを行うことがあります。